

# 共済年金 だより

No.90

平成19年10月発行

国家公務員共済組合連合会

去る7月16日に発生しました新潟県中越沖地震により被害を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。

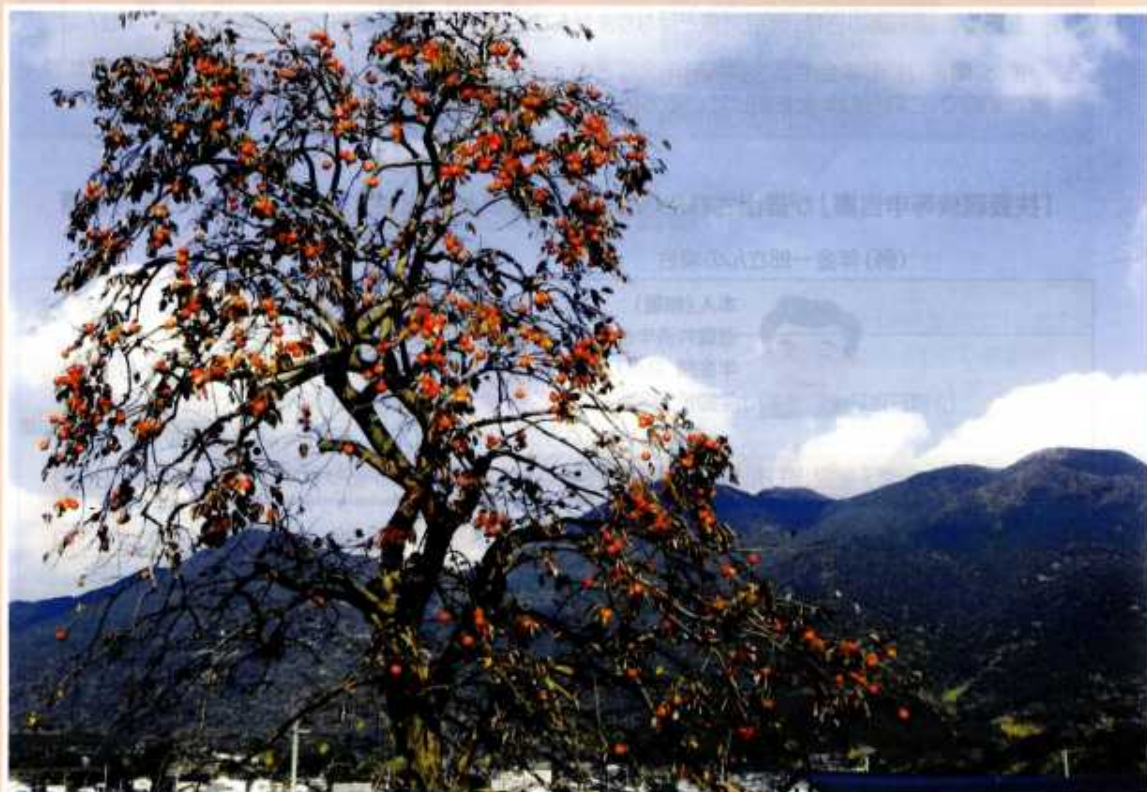
主  
な  
記  
事

< 重要 >

- 「平成20年分の扶養親族等申告書」が同封されていた方々へ…………… 2頁
- 扶養親族等申告書に関するQ & A…………… 3頁

< お知らせ/お願い >

- 年金加入記録の管理について…………… 4頁
- 年金便利手帳の廃止について…………… 4頁
- 知っておきたい手続きについて…………… 5頁
- 退職共済年金と失業給付の給付調整について…………… 6頁
- 共済年金だよりは連合会ホームページでご覧になれます…………… 6頁
- 全国年金相談開催案内(11月以降の開催)…………… 7頁
- 読者のひろば・お問い合わせ先…………… 8頁



「実りの秋」 福岡県福智町 辻 三郎 (福岡県)



# 「平成20年分の扶養親族等申告書」 が同封されていた方へ

「扶養親族等申告書」の提出期限は、平成19年11月16日です。

年金から所得税を源泉徴収する際に、基礎的控除等の所得控除を受けるためには、同封の「扶養親族等申告書」の提出が必要となります。

ただし、会社等に勤務し、その給与支払者に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出される方は、「扶養親族等申告書」を提出される必要はありません。

## 「扶養親族等申告書」の送付にあたって

- 「扶養親族等申告書」をお送りしたのは、退職(共済)年金などの「退職」または「老齢」を給付事由とする年金を受けている方のうち、平成20年中に支払われる年金の額が次の金額以上の方です。

- ①65歳未満の方(昭和19年1月2日以後の生まれの方)……………108万円
- ②65歳以上の方(昭和19年1月1日以前の生まれの方)で、
  - 退職共済年金を受給している方……………80万円
  - 退職共済年金以外の年金を受給している方……………158万円

- 上記の金額未満の方は、課税対象とはなりませんので「扶養親族等申告書」をお送りしていません。
- また、障害(共済)年金や遺族(共済)年金などの「障害」または「死亡」を給付事由とする年金は、非課税ですので、これらの年金を受けている方にも「扶養親族等申告書」はお送りしていません。

「扶養親族等申告書」が提出された場合の所得税額と、提出されなかった場合の所得税額

(例)年金一郎さんの場合



本人(無職)  
退職共済年金  
年金額 240万円  
年齢 63歳



妻(無職)  
年齢 61歳  
(控除対象配偶者)

定期支給期毎の所得税額

「扶養親族等申告書」を提出した場合(基礎的控除などの所得控除があります) → 5,250円

「扶養親族等申告書」を提出しない場合(基礎的控除などの所得控除はありません) → 30,000円

※ 詳しくは同封の「扶養親族等申告書の手引き」の所得控除、所得税の計算等をご覧ください。

「平成20年分の扶養親族等申告書」については、記入方法をより分かりやすくするため

- ①平成19年分の扶養親族等の申告を行っていない方用 ……緑色の申告書
- ②平成19年分の扶養親族等の申告を行っている方用 ……赤紫色の申告書

の2種類に分けて、お送りしております。

## 扶養親族等申告書に関するQ&A

**Q1** 昨年の申告内容に変更がある場合は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の裏面には、変更がある事項のみ記入するだけでよろしいのでしょうか。

**A** 変更のある事項欄だけでなく、「控除対象配偶者」、「扶養親族」及び「障害者」等の該当するすべての事項を改めて記載してください。  
記載漏れがありますと、その事項については控除の適用が受けられなくなりますので、ご注意ください。

**Q2** 私は、今年から障害の状態になりましたが、障害者控除を受けられるでしょうか。障害者控除を受けられる場合、「普通障害」か「特別障害」のどちらに該当するか、よくわかりません。どのように判断すればよろしいのでしょうか。

**A** 「精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人」や「身体障害者手帳に身体上の障害があるとして記載されている人」などに該当する人は、障害者控除を受けられます。  
なお、「普通障害」と「特別障害」の区分の詳細については、同封の「平成20年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き」の10頁をご参照ください。

**Q3** 妻は、現在、控除対象配偶者に該当しておりますが、来年(平成20年)妻自身、年金が受けられる予定です。この場合、控除対象配偶者に引き続き該当するのでしょうか。

**A** 平成20年の支給額が、65歳未満の方の場合は108万円未満、65歳以上の方の場合は158万円(老齢基礎年金を受けるときは80万円)未満であれば、配偶者控除の適用を受けられます。

**Q4** 私が受給している年金は、遺族(共済)年金ですが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要があるでしょうか。

**A** 遺族(共済)年金や障害(共済)年金は、税法上、非課税となっているため、提出の必要はありません。  
したがって、当連合会から申告書用紙はお送りしておりません。



## 国家公務員共済組合の年金加入記録の管理について

国家公務員共済組合連合会では、年金受給者の皆様の共済年金加入記録について、次のような管理を行っています。

このため、共済年金加入記録の漏れなどで共済年金の額が少なくなるようなことはありませんのでご安心ください。

### 共済年金受給者の皆様に係る記録管理

#### 書類の保存

共済年金の請求の際に提出いただいたすべての書類の原本を個人ごとに「給付決議書」として保存管理しています。

※ これらの書類は別途マイクロフィルムによる撮影収録も行っています。

#### コンピュータによる記録

共済年金額の計算の基礎となった組合員期間データを、コンピュータシステム上に登録のうえ記録管理を行っています。

### 共済年金を決定するときの加入記録の確認

共済年金の決定にあたっては、当会が管理している履歴書などの関係書類およびコンピュータの登録データの内容に基づき年金の決定処理を行うこととしていますが、これに併せて、別途年金請求時にご本人からご自身の共済年金加入経歴を申告していただき、当会が管理している記録と照合し、共済年金加入記録の漏れがないかを最終的に確認のうえ年金の決定を行っています。

## 国家公務員共済年金便利手帳の廃止について

国家公務員共済年金便利手帳の発行は平成18年度をもって廃止することになりました。このため、今年度から、国家公務員共済年金便利手帳はお送りしないこととなりますので、ご承知おき願います。皆様には長い間ご利用いただきまして有り難うございました。



# 知っておきたい手続について

次に該当する場合、届出が遅れますと、年金の支払を一時見合わせたり、年金が払いすぎとなり、後日ご返済していただくことになるなど、お手数をおかけすることになりますので、必要な届出書はすみやかに提出してください。(各種届出用紙が必要な方は8頁のお問い合わせ先をご覧ください。)

## ① 住所や年金払渡金融機関などを変更したとき

住所や年金払渡金融機関を変更したときはすみやかに、「住所・払渡金融機関変更届」を提出してください。定期支給期の締切日までに変更手続が間に合わないときは、変更前の払渡金融機関に送金したり、期日までに年金が届かないことが有ります。

## ② 年金を受けている方が亡くなったとき

すみやかに「失権事由等通知書」又は文書、電話にてご連絡してください。その後、手続に必要な書類(「遺族共済年金決定請求書」等)をお送りします。

## ③ 公務員として再就職したとき

退職(共済)年金・障害(共済)年金を受けている方が公務員として再就職したときはすみやかに「再就職届」を就職先の共済組合に提出してください。

## ④ 厚生年金保険の被保険者等となったとき〔年金の一部支給停止に必要な届出〕

退職(共済)年金・障害(共済)年金・減額退職年金を受給されている方が、民間会社等に再就職され、厚生年金保険、私学共済制度に加入されたとき、または議会議員に就任されたときは、「厚生年金保険の被保険者等届(就職等届)」を提出してください。

また、昭和12年4月2日以降の生まれの方で70歳以後に、厚生年金保険適用事業所に勤務されている方や私学共済制度の特定教職員として勤務されている方も同様に「就職等届」を提出してください。

## ⑤ 失業給付を受けることとなったとき〔年金と失業給付の併給調整に必要な届出〕

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、雇用保険法または船員保険法の失業給付を受けることとなったときは、「退職共済年金支給停止事由該当届」と「雇用保険受給資格者証(写し)または船員失業保険証(写し)」を提出してください。

## ⑥ 加給年金額の対象者に異動があったとき

退職共済年金や障害共済年金を受けている方の加給年金額の対象者となっている配偶者や子に下記のような異動があったときは、「加給年金額対象者異動届」を提出してください。

- 死亡したとき
- 生計維持関係がなくなったとき
- 離婚したとき
- 子が配偶者以外の養子となったとき
- 養子縁組による子が離縁したとき
- 子が婚姻したとき
- 老齢や障害を事由とする年金を受給することとなったとき
- 年金受給者が加給年金額の加算がされた老齢厚生年金を受給することとなったとき

## ⑦ 他の年金も受けられるようになったとき

現在受給している年金とは別の年金を受ける資格ができたときは、「一人一年金の原則」によりどちらか一方の年金を選択する事になります。(これを併給調整といいます)

注) 新たに年金を請求するときには、現在、連合会から年金を受けている事と、どちらの年金を選択するかを、必ず申し出てください。

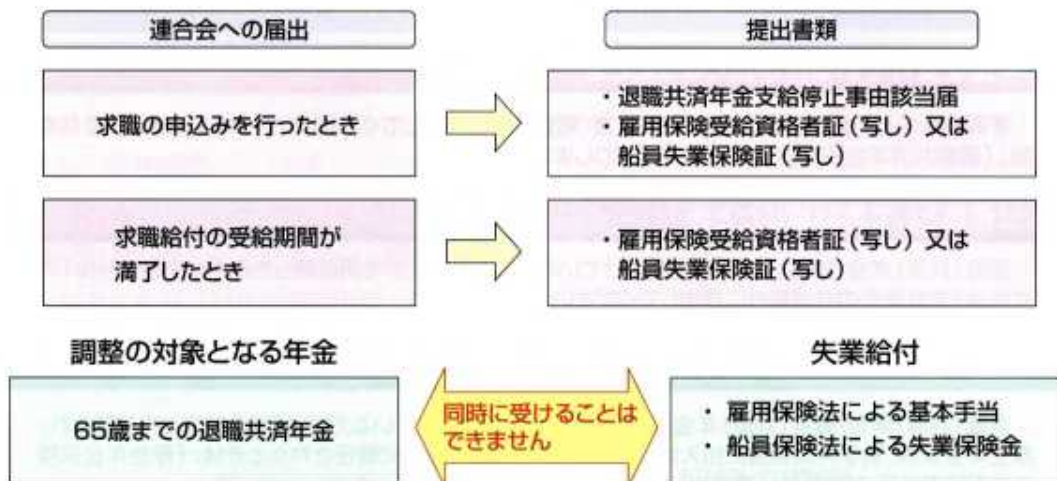


## 退職共済年金と失業給付の給付調整について

**退職共済年金と雇用保険法等による失業給付は同時に受給できません。**

65歳未満で退職共済年金を受給されている方が、失業給付（雇用保険法による基本手当、船員保険法による失業保険金）を受けるために、職業安定所（ハローワーク）または地方運輸局に求職の申込みをしたときは、退職共済年金（職域加算額に相当する額を除いた額）の支給が停止されます。

求職の申込みをしたときは、「退職共済年金支給停止事由該当届」に「雇用保険受給資格者証（写し）」又は船員失業保険証（写し）を添付し、連合会年金部に提出してください。



### ご注意

求職の申込をすると失業給付を選択することになり退職共済年金の一部が支給停止になることから、求職の申込をする前には、必ず年金の支給額と失業給付の額をご確認ください。

## 共済年金だよりは連合会ホームページでご覧になれます

連合会では、インターネット上の「連合会ホームページ」で連合会の業務などのご案内をしています。

皆様にお送りしております共済年金だよりは、No.89(平成19年5月発行)から連合会ホームページに掲載いたしております。

この連合会ホームページには、共済年金について日頃皆様が疑問に思っていることや知りたいことなどを掲載しています。たとえば、年金を受けていく上で必要となる届出用紙の関係、年金に関するご照会とそれに対する回答をまとめたQ&A、などを掲載しています。その他、インターネットからの年金相談、全国年金相談の予約もできますので是非ご利用ください。

また、年金に関する内容のほかに、連合会が運営している病院及び宿泊施設の情報も掲載していますので併せてご利用ください。

連合会ホームページのアドレスは <http://www.kkr.or.jp> となっております。

# 全国年金相談開催案内

平成19年度の年金相談につきましては、全国29地区で開催いたしております。11月以降の開催日程は別表のとおりです。

各会場とも開催地ごとの予約制となっております。年金相談予約は開催日の1週間前まで受け付けております。

なお、開催日程等につきましては、当会のホームページにも掲載しております。

また、諸事情により開催日程が変更となる場合もありますので、ご承知おきください。変更となった場合は、変更後の開催日程等を当会のホームページに掲載いたします。

別表 平成19年11月以降の年金相談開催日程

開催地	開催日	開催場所
高松市	11月 1日(木)	KKR高松さぬき荘
大津市	11月 1日(木)	KKRホテルびわこ
京都市	11月 2日(金)	KKR京都くに荘
熊本市	11月 9日(金)	KKRホテル熊本
つくば市	11月 9日(金)	オークラフロンティアホテルつくば
松江市	11月15日(木)	サンラポーむらくも
さいたま市	11月17日(土)	プラザホテル浦和
千葉市	11月22日(木)	バーディーホテル千葉
横浜市	11月30日(金)	KKRポートヒル横浜
高知市	12月 6日(木)	コンフォートホテル高知駅前
静岡市	1月25日(金)	静岡ビクトリアホテル
宮崎市	3月27日(木)	KKR宮崎ひむか
鹿児島市	3月28日(金)	KKR鹿児島敬天閣

## ご予約をされる皆様へ

連絡事項（年金相談をご予約される前に必ずお読み下さい。）

### ◎年金相談予約方法

- ①電話でご予約される場合…予約専用電話 03-3265-9708に連絡願います。（土日祝日除く）  
受付時間は午前10時～12時、午後1時～6時までとなります。
- ②インターネットでご予約される場合…「KKRホームページ（<http://www.kkr.or.jp>）」からのご予約となります。  
ご予約は次の手順で行ってください。「KKRホームページ」の、①「長期給付情報」の「相談・案内」を開く  
②「相談・案内」の項番1の「年金相談・年金見込額試算について」を開く ③「年金相談会の予約をしたい」を開き案内にしたがって入力してください。
- ③文書でご予約される場合…「年金相談予約」と明記し、(1)開催地、開催日、希望時間（午前・午後）  
(2)氏名（フリガナ）(3)生年月日(4)住所(5)連絡先電話番号(6)年金証書記号番号(7)相談内容を記入して下記宛にお送りください。

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室

◎年金相談をご予約された皆様には、別途、開催日にあわせてご自宅に相談会のご案内を送付させていただきます。



## \*\*\* 読者のひろば \*\*\*

### 学ぶことの素晴らしさと人との出会い

平成18年3月、短期大学卒業に引き続き、放送大学で2回目の卒業証書を取得することができた。

国家公務員として在職30有余年、そして一般企業を60歳で定年退職してからの社会人としての大学進学であり、当初は今更こんなに苦労してまでと戸惑いや不安も多く、途中で投げ出したい挫折感も幾度か経験した。しかし念願の学位記授与式では第1回目とは違う格別の感動とやればできるといふ達成感で今迄の苦労も忘れ本当に学業を続けていて良かったという万感の思いで胸が熱くなった。

これも一人の力で達成できるものではなく、学びそして知る楽しさを真摯に教えていただいた多くの先生方や年が違って仲良く学習環境を明るくしてくれた学友に心から感謝している。

卒業、それは学んだ事の素晴らしさを実感した日でもあったが、それにもまして多くの人々との素晴らしい出会いがあり、共通の目的を持った多くの友を得たことで机上の勉学とは一味違った人生哲学の貴重な参考にもなった。

現在、3回目の卒業を生涯学習の目標として他の学生と、緑豊かな滋賀学習センターで他の専攻コースを履修しているが、凄まじい速さで進む情報技術、国内外の情勢の変化等、益々今以上に知識の吸収が必要である事を痛感した。これからも生涯現役学生として焦らず、楽しく、学習したいと気持ちを持ちを新たにしている。

滋賀県 井場 雄次 (74歳)

### 地域ネットワーク作り

私は夫と二人三脚で札幌の街中に、中高年の憩いのスペースを開いて、九年たった。赤字続きながら、これまでやってこれたのは、集う仲間たちの大きな励ましがあったからだ。仲間とのネットワークは何よりの宝物である。「ティールーム・紅香(こうか)」という名前のこのスペースでは、毎日、さまざまなサークル活動が催されて、いきいきとした生涯学習の場となっている。「英会話」「中国語」「ハンガリー語」「ロシア語」などの外国語を楽しむサロンあり、「読書会」「エッセイ教室」などの趣味のサロンあり、「パステル画」「デッサン」「絵手紙」「お花の絵」などの美術サロンあり、「手ぬいやパッチワーク、キルティング」などの手仕事のサロンあり、「俳句の会」「短歌の会」「能楽の会」など古典サロンあり、「チェロの会」「童謡・唱歌をうたう会」「琵琶うたをうたう会」などの古典芸能、音楽関係サロンあり、また、「おこる会」などユニークなサロンあり、多種多様である。

地域の皆さんのいきいきとした活動の様子に接していただけることは、大きな幸せである。運営はなかなか難しいことではあるが、皆さんの笑顔を見ることがうれしくて、頑張ろうという気になる。

夫と二人でいつまでも元気でやっていきたいと願っている。このごろは仲間の輪が大きく広がって、遠く鳥取県からも定期的に参加してくれる友人もできた。うれしいことである。

北海道 斎藤 睦子 (61歳)

### <「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募を頂きありがとうございます。引き続き挑戦・実践・苦戦をされている「三せん」をテーマにした原稿をお待ちしています。

ご投稿原稿は、400字以上600字以内で、題名及び年金証書記号番号、郵便番号、住所、氏名、年齢を明記して、連合会年金部 年金相談室「読者のひろば」係まで送付ください。なお、原稿の返却はいたしません。

また、掲載できない場合もありますのでご了承ください。

【お問い合わせ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

国家公務員共済組合連合会 年金部 (03) 3265-8141 (代表)

電話でのお問い合わせは、土日祝日を除く午前9時から午後6時までとなっております。

最近、間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

5頁に掲載しています各種届出用紙が必要な方は、当会に連絡していただければ、送付いたします。お問い合わせの際は、必ず年金証書記号番号をお知らせください。

連合会ホームページアドレス:<http://www.kkr.or.jp>

(年金相談や各種届出用紙のダウンロード等にご利用ください)